

第3回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成28年7月27日(水) 13時00分～15時00分	
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第2研修室	
議 題	1 開会 2 案件 (1) 地域コミュニティ政策(地域自治協議会ガイドライン)について (2) NPO政策(協働政策提案制度)について (3) その他 3 閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、金野 秀一 委員、澤井 勝 委員、 辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員【計9人出席】
	事務局	澤野井市民活動部長、松田市民活動部次長、 矢倉協働推進課長、園部地域活動推進課長、 鈴木地域教育課長、畑谷地区調整主幹、 事務局(協働推進課まちづくり推進係)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者0人)	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次回審議会において地域コミュニティ政策に関する意見をまとめ、答申書を作成する。 ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画・実施計画に協働の相手方からの評価を追加するかは、手法も含めて検討していく。 	
担当課	市民活動部 協働推進課	
議事の内容		
1 開会 2 案件 (1) 地域コミュニティ政策(地域自治協議会ガイドライン)について 事務局より資料1～2について説明。 資料1「奈良市地域自治協議会ガイドラインVer1」については、素案段階のものであり、これから庁内や市自治連合会と協議を重ねてブラッシュアップしていく。 資料2「地域自治協議会に関する条例改正について」については、昨年度当審議会から提言していただいた条例改正案に改めて地域自治協議会の運営に係る規定を追記したものである。 ● 主な意見・質問は以下の通り。 ①「奈良市地域自治協議会ガイドラインVer1」について ○内容についての意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの作成元が協働推進課になっているが、地区自治連合会の名前も入れたほうが、記載できることが増えるのでは。また、地域自治協議会がなぜ必要か、立ち上げた後どのような活動をしていくのかを図示したものが冒頭にあると良いのでは。(室委員) ・3月議会で出た質問に答えたものを冒頭に載せる必要があるのでは。(渡邊委員) ・地域自治協議会が設立されることで住民同士のネットワークができるというメリットも載せるべきでは。(澤井会長) ・ガイドライン第1章で自治会加入率の低下が問題になっているとあるが、市としてはこの問題にどう対応していくのか。また、地域の課題を解決するために地域自治協議会を設立するともあるが、地域をこれからどうしていくのかという問題がおざなりになっているのでは。地域自治協議会を設立することでどうしたいのかという市のビジョンを見せて欲しい。(金野委員) ⇒それを、このガイドブックをベースとして考えていきたい。(事務局) ⇒地域自治組織の活動が盛んになれば自治会の加入率が上がるのは統計的に明らかである。なぜなら住民のつながりをつくる組織であるからだ。これは明確に 		

提示してもいいのでは。しかし、強制的に自治会に加入することとならないよう注意する必要はある。(中川副会長)

- ・地区自治連合会から提出された中間報告書をどのように市の意見に組み込むかが大事である。中間報告書 P.3 の「地域のことは地域で決める」ということを明確にしないと地区自治連合会も腑に落ちないのでは。(澤井会長)
- ・奈良市には危機感を持っていない人が多い。5年後には一気に高齢化し、後継者もいなくなるということをはっきりと示すべき。(中川副会長)
- ・地域自治協議会が設立された後、最終的にどうなるかが見えてこない地域も進めようがないのでは。(金野委員)
⇒神戸市を参考に奈良市版をつくって載せてはどうか。(中川副会長)
- ・P.5(2)に「地域の住民全員が地域自治協議会の会員となり」とあるが、一度活動をやめた人にどれだけの働きかけができるのかは分からない。また、地域自治協議会の会則(例)があるが、もっととつきやすいものにできないか。(伊藤委員)

○文言についての意見

- ・P.5(2)に「自治連合会が中心となり」とあるが、「自治連合会等」にしておいたほうが良い。各種団体を集めて執行部となり、地域自治協議会が設立された際には全住民が構成員になるという流れが自然である。(中川副会長)
- ・P.5(2)に何故自治連合会が中心になるのかという説明が抜けている。(3)【小学校区を活動エリアとする考え方】の下から4行を(2)に入れるべきでは。(澤井会長)
- ・会員という言葉を使うと地域自治協議会に入らないという選択肢が生まれる。構成員という言葉にすれば、全住民を指すことができる。(中川副会長)
⇒実際の住民には構成員であるという意識はないと思われる。(金野委員)
⇒P.5(2)に「各種団体によって構成されます。」とあるが、これだと団体に所属している人しか構成員にならないのでは。また、「活動に参加することができます。」とあるが、これだと構成員にならないという選択肢が生まれる。P.13の図からも団体に入っていない個人が抜けている。(辻中委員)
- ・ガイドラインP.4で「地域自治組織」となっているものが、P.5からいきなり「地域自治協議会」となっている。地域自治組織＝地域自治協議会であるという文章が必要では。また、P.9の地域自治協議会の設立方法(例)を見るとすごく疲れる。P.12ではわかり易く図示されているのにもったいない。(辻中委員)
- ・P.19のQ&Aについて、地域自治協議会を設立しても団体はなくなるということを1番初めに載せれば安心感が増すのでは。(金野委員)

○市からの支援についての意見

- ・市職員の役割にファシリテーターのことを記載してはどうか。(澤井会長)
- ・財政的支援については、地区の面積割・人口割・事業項目割・事務局経費というのが一般的である。伊賀市・名張市・朝来市・神戸市がどうしているかを参考に奈良市版を作成してはどうか。その他の支援については、学習や情報支援等が挙げられる。雇用に関する社会保険制度等の学習などを、研修で行う必要がある。地域自治協議会の経営を安定させるためには代表者が2、3年で変わるということでは務まらない。場合によっては民間コンサルなどを雇うことも必要になってくる。(中川副会長)

○地域自治協議会についての意見

- ・自治会員の中には会員以外の面倒を見る必要があるのかという意見がある。(金野委員)
⇒自治会に入らない人を相手にしないということを公言すると問題になる。例えば、自治会に入っていない人を災害ネットから外すことはできない。(中川副会長)
- ・地域自治協議会が設立されれば、市からの依頼をどの団体が受けて責任を負うの

かという問題がなくなる。市と明確な契約関係を結ぶことになるからだ。(中川副会長)

⇒契約についてだが、協定書を結ぶことを条例に載せている自治体もある。しかし、奈良市にはない。(金野委員)

⇒それはこれから検討していく事項である。(中川副会長)

⇒市から依頼があった場合に、契約を結ばないという選択肢はあるのか。(金野委員)

⇒それはあり得る。(中川副会長)

・地域自治協議会が各地で設立された際には情報交換の場を設けることも必要になるのでは。(金野委員)

⇒自主的に作ることは可能だが、条例で認めるわけにはいかない。なぜなら第2の議会となってしまうからである。(中川副会長)

・地域交付金ができたとして、それを地域自治協議会に所属している団体で取り合うのか。(伊藤委員)

⇒神戸市の場合は団体間で話し合って分配している。地域づくり委員会に地域交付金を渡してから分配している例もある。(中川副会長)

○その他の意見

・金野委員の地区自治連合会で自治会白書を作成するというのはどうだろうか。本当の現状や今後どうしていくかをまとめ、その中で地域自治協議会について触れたものを作ってもらえればいいアピールになるのでは。(室委員)

②地域自治協議会に関する条例改正について

・この案はどこから出すのか。(室委員)

⇒当審議会からと考えている。第4回審議会において答申又は提言をいただき、それに載せる案として条例改正案を提示させていただいた。(事務局)

⇒裏のページもか。(室委員)

⇒裏のページは条例改正の背景を載せさせてもらっている。この部分も答申又は提言に載せることは可能である。(事務局)

・裏のページについて、地域では子どもの問題も取り上げられることもある。ここにも子どもの問題を取り上げるべきでは。(中川委員)

⇒市議会から出た質問に答えたものになっているので、子どもの問題には触れていない。(事務局)

(2) NPO 政策（協働政策提案制度）について

事務局より資料3について説明。

前回審議会での意見を参考に、テーマ型と自由提案型を併設した制度案を作成した。奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例との整合性や実施の際の手法案、メリット、デメリット、趣旨、事業の効果などをまとめた。制度の有効性や補完事項等についてご意見を頂きたいと考えている。

● 主な意見・質問は以下の通り。

・制度としての全体像は出ているのか。(金野委員)

⇒全体としてのフレームは無い。経緯を説明すると、平成19年から市民企画事業という制度を行っていたが、その制度は現在行っていない。このことから、協働政策提案制度として改めて制度をつくってはどうかという意見が当審議会から出たので案を作成させてもらったというのが現状である。(事務局)

⇒市民企画事業を踏襲しているのかどうか分からない。市民企画事業がどういったものだったかを出してはどうか。(渡邊委員)

・「提案する市民(団体)自らが担うことが可能なもの」とあるが、提案だけ、調査・研究だけで終わるものも受け入れるという話だったので、もっと柔軟な方がいいのでは。(室委員)

(3) その他

①地域コミュニティ政策に関する答申書について。

地域コミュニティ政策に関する意見を次回審議会でもとめたいので、会長と副会長で話し合いをさせていただく。今までの意見をまとめて答申書を作成するつもりである。(澤井会長)

②奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画・実施計画について

6月29日(水)～7月8日(金)の期間で皆様から意見を募集したが、意見がなかったことを報告しておく。また、前回審議会協働の相手方からの評価もいただいているかどうかという意見をいただいたが、今回については現行の評価シートを使用するというので了承をいただいていたので、省略させていただく。今後のことについては手法も含めて検討させていただく。(事務局)

③参考資料1-1～1-2について事務局から説明があった。

参考資料1-1「奈良市地域自治協議会の認定等に関する規則(案)」については、以前から審議していただいていた内容から変更していない。

参考資料1-2「奈良市地域自治協議会設立活動支援補助金交付要綱(案)」については、今年度に地域自治協議会についての予算が通っていれば具体的に検討していく予定であったが、通っていないので参考として提示させていただいている。

● 主な意見・質問は以下の通り。

・参考資料1-2について、第1年度の協議会設立準備時に30万円、第2年度の協議会運営時に50万円の補助金が交付されるとなっているが、協議会設立準備で2年以上かかった場合も2年目で50万円交付されるのか。(金野委員)

⇒第2年度の50万円については協議会運営時に交付されるものなので、設立準備段階では交付されない。(事務局)

・参考資料1-2についても奈良市地域自治協議会ガイドラインに載っていない。全体像が分かるガイドラインを作成して欲しい。(金野委員)

⇒あくまでこういう案があるということで提示させていただいたものなので、ガイドラインに載せるのは難しい。(事務局)

④次回審議会日程について

⇒調整後、追って連絡する。

3 閉会

以上